

第8章

ツーステップ・ローンの機能と役割

はじめに

本章では、ミクロ経済学的な視点から、開発援助における借款の現状と可能性について、ツーステップ・ローン（TSL）に焦点をあてて考察する。

日本の政府開発援助（ODA）は、主に途上国のインフラ整備を通じてアジアを中心とした途上国の経済開発に支援を行ってきたが、途上国がかかえる開発課題が非常に多様化するなかで、きめ細かく援助ニーズに配慮した援助形態がいっそう強く求められるようになってきている。また日本の国内でも、援助の社会的重要性に対する認識が高まるにつれて、その効果や影響について厳しい目が向けられるようになりつつある。

こうした状況を背景にして、通常のプロジェクト援助ではカバーすることが困難な民間部門の小規模プロジェクトに対応しうる援助形態として、TSLスキームの拡充がはかられている。ところが、TSLが、開発援助において実際にどのような役割を果たしてきたのか、また果たしうるのかは、これまで十分に理論的に検討されてきたとは言いがたい。

そこで、本章では、ミクロ経済学的な視点から、現在の開発援助借款がかえる問題点や今後の可能性について、TSLに焦点をあてて理論的に検討することによって、今後の日本の開発援助借款のあるべき姿について、示唆を与えることを試みる。

本章の構成は次のとおりである。第1節で、TSLの概要と特徴を説明する。第2節で、円借款契約の条件づけの仕組みの理論的考察を行う。第3節で、TSLの課題と可能性について考察する。

第1節 TSLの概要と特徴

1. TSLとは

TSLとは、開発援助借款の一形態で、途上国の中小規模の製造業や農業などの特定民間部門の振興のための資金供与の方法であり、正式には開発金融借款と呼ばれる。TSLにおいては、一般に資金供与国政府が資金受入国である途上国の開発銀行や農業銀行などの金融機関（実施担当機関）に貸出枠を与え（第1ステップ），その資金を使って当該金融機関がエンド・ユーザー、例えば中小企業や農民などの民間事業を対象に転貸（サブ・ローンの供与）を行う（第2ステップ）⁽¹⁾。また、実施担当機関から供与国政府へのローンの元利返済に対しては、通常、受入国政府による保証が行われる。このため、供与国政府にとってTSLの最終的な信用リスクは、実施担当機関の信用リスクにかかわらず、あくまでも通常の開発援助借款と同様に、資金受入国のソブリン・リスクに準ずる。

日本の公的資金のTSLは海外経済協力基金（OECF）および日本輸出入銀行（輸銀）によって実施されている。ODAについてはOECFが担当し、その他のマーケット・ベースでの通常条件の直接借款（OOF）は輸銀が担当している⁽²⁾。

2. 開発援助における TSL の位置づけ

(1) 円借款における TSL の位置づけ

ODA における円借款の供与方法には、大きく分けると、広義のプロジェクト・ローンと構造調整融資を含むノン・プロジェクト・ローン（プログラム借款）の二つの形態があり、TSL は前者に含まれる。もっとも、広義のプロジェクト・ローンの大部分は、供与国が受入国の個々のプロジェクトを審査し最終的借り手に直接融資する形態をとる狭義のプロジェクト・ローンが占める。多数の民間部門のエンド・ユーザに対して小口の貸出を供与する援助形態である TSL は、エンド・ユーザの数や資金規模において、主として受入国政府による社会経済基盤整備などの大プロジェクトに資金を供与する狭義のプロジェクト・ローンとは対照的な特徴を備えている。この意味で、TSL は円借款のなかで「草の根的な民間部門の発展」⁽³⁾に資金を供与する手段としての役割をもっている。

TSL が円借款に占める比率は、1961～94年度の累計承諾額ベースでは4.0%にとどまっている。しかし、近年日本の円借款の最大の供与先であるアジアを中心とした途上国の経済発展が進み、民間部門が担う役割が重視されるようになったことなどを背景に、円借款における TSL の重要性は相対的に高まってきている。

(2) TSL の役割の変化

TSL の案件の内訳は表1のとおりである。TSL の主な対象分野は、従来から一貫して中小企業育成のための設備投資や農業振興となっている。しかし、近年はインド他の環境対策事業や、貧困層を対象とするバングラデシュの農村開発信用事業、マレーシアの高等教育基金事業などのように、環境保全・貧困対策・人材育成などを目的とした、必ずしも従来の民間経済成長促進型の枠にとどまらないタイプの TSL 案件が新たに登場し、TSL の対象分

表1 最近のOECFのTSL案件

	案 件 名	承諾年月	承諾金額 (100万円)	実施担当機関
バングラデシュ イ ン ド	農村開発信用	95年10月	2,986	グラミン銀行
	小企業育成事業	91年1月	30,000	
	中低所得者層住宅建設促進事業	91年1月	2,970	
	小企業育成事業	91年6月	20,256	
	小企業育成事業	94年1月	30,000	
	環境保全推進事業	95年2月	3,000	インド工業信用投資公社
	地方上水道衛生環境整備事業	96年1月	8,670	
	小企業育成事業	96年1月	30,000	
	AJDF カテゴリーB	92年11月	16,244	
	中小企業近代化事業3	90年10月	11,520	
インドネシア 韓 国 マレーシア	高等教育基金借款	92年5月	5,493	
	中小企業育成事業	92年5月	4,660	工業開発銀行
	中小企業育成事業	92年5月	4,660	興業銀行
	中小企業育成事業	92年5月	4,660	開発銀行
	国家農家信用事業	93年9月	13,319	
	AJDF カテゴリーB	91年6月	30,084	フィリピン開発銀行
	AJDF カテゴリーB	91年6月	6,686	フィリピン土地銀行
	工業支援産業拡充事業	94年12月	22,500	フィリピン開発銀行
	内航海運近代化事業	94年12月	15,000	フィリピン開発銀行
	産業公害防止支援政策金融事業	96年3月	5,000	フィリピン開発銀行
モロッコ フィリピン	産業公害防止支援政策金融事業	96年3月	158	フィリピン開発銀行
	農村農地改革支援政策金融事業	96年3月	310	(コンサル)
	農村農地改革支援政策金融事業	96年3月	10,184	土地銀行
	農村農地改革支援政策金融事業	96年3月	305	(政府コンサル)
	農業開発金融事業	92年3月	10,000	
	地方社会インフラ整備事業	96年5月	4,734	
	IFCT ローン2	90年2月	4,000	IFCT
	小規模企業育成計画	90年2月	1,000	IFCT
	BAAC ローン10	90年2月	5,000	農業協同組合銀行
	BAAC ローン11	91年9月	4,694	農業協同組合銀行
パキスタン 南アフリカ タ	タイ AJDF カテゴリーB	92年9月	34,375	
	環境保護促進計画	93年1月	3,000	
	地方農村開発信用事業	93年1月	2,837	農業協同組合銀行
	地方農村開発信用事業2	93年9月	3,532	農業協同組合銀行
	地方農村開発信用事業3	95年9月	8,350	農業協同組合銀行

(注) 1990年1月～96年3月末承諾の案件。

AJDF : ASEAN 日本開発基金

BAAC : 農業協同組合銀行

IFCT : タイ産業金融公社

(出所) OECF 資料より作成。

野は拡大してきている。

3. OECF の TSL の特徴

OECF の TSL は、世界銀行（以下、世銀）の TSL と比較した場合に、次のような特徴をもつ⁽⁴⁾。

(1) サブ・ローンが長期資金である

受入国となる途上国では、金融市場、なかでも長期資金市場は通常きわめて未発達で、TSL の供与対象となるような民間の小口のエンド・ユーザが金融市場から調達可能な資金は、ほとんどの場合、短期資金に限定される。一方、サブ・ローンの償還期間は通常数年である。これは受入国の市場実勢に比べると相対的に長期であり、マーケット・ベースの転貸が原則の世銀の TSL と対照的である⁽⁵⁾。

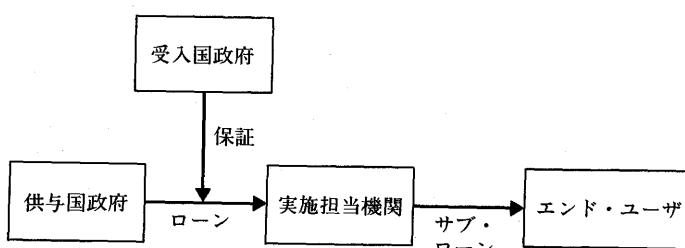
(2) 転貸金利が市場金利より低い

サブ・ローンの転貸金利は、同種の市場貸出金利よりも低利であり、原則として市場金利ベースである世銀の TSL と対照的である。

(3) サブ・ローンの融資対象があらかじめ特定化される

OECF の TSL は受入国の特定の開発政策を支援するものであり、融資対象プロジェクトは契約によってあらかじめその政策目的にそうように特定化されている。このため、実施担当機関が選択可能なエンド・ユーザの母集団

図1 TSLの基本的な契約構造



(出所) OECF 資料より作成。

の範囲は比較的狭く、エンド・ユーザの業種に関する取決めが一般に緩やかで実施担当機関がニーズの高い分野に転貸することを基本方針とする世銀のTSLと対照的である⁽⁶⁾。

4. TSLをめぐる世界銀行と日本政府の論争

世銀のTSLは市場条件で転貸されるのに対して、OECFのTSLは途上国の市場金利よりも低利で転貸される。世銀関係者は、融資先を特定化して優遇条件で転貸を行うOECFのTSLは受入国の市場メカニズムを歪めるとして否定的である。OECFが公表している例を挙げると、フィリピンに対するOECFのASEAN日本開発基金(ASEAN-Japan Development Fund: AJDF)計画を契機に、世銀から1990年9月に次のような申入れが行われている：

- (1) AJDFは市場金利より低い金利で長期資金を供給しようとするものである。
- (2)これは金融市場の発展にマイナスの影響を与え、世銀とOECFが協調融資している金融セクター構造調整融資(FSAL)の目標達成の阻害要因となる。

上述の世銀の批判に対して、OECFは1991年10月に「世界銀行の構造調整アプローチの問題点について——主要なパートナーの立場からの提言」を発表し反論している。その論点は次のとおりである：

- (1)途上国における金融セクターは未発達であり、金融機関の能力も不十分であるため、市場原理が本来の機能を十分に発揮できない。
- (2)市場原理にはそもそも限界があり、取り扱えない問題が数多くある。これらのケースについては政府の政策的介入が不可欠である。
- (3)ODAには市場原理を歪める側面がある。したがって金融セクターを通ずるODA(ツー・ステップ・ローン)だけを取り上げて市場原理の歪みを言い立てるのは適切でない。

具体的なOECFのTSLプロジェクトについて、世銀とOECFの間で行われた論争の公表内容のあらましは以上のとおりである。両者の考え方は、途上国の経済発展にはマクロ経済環境の安定化が重要であり、構造調整政策を実行している途上国にTSLを供与する場合には、プロジェクトの内容が構造調整の政策目標と矛盾しないよう十分な配慮が不可欠であるという点では、一致していると考えられる。また、TSLのような金融市場への政府介入は、金融市場が最適な資源配分を達成できない場合にかぎり、市場補完的機能を果たす目的に限定して実施されるべきであるという点でも、両者の考え方には違いはないように思われる。しかし、現実の途上国の具体的な事例において、TSLという特定の方法によって実施されるのが望ましい市場補完機能とは何であるのかという問題に対する解答については、両者の考え方はずしも一致していないと考えられる。

第2節 円借款契約の条件づけの仕組みの理論的考察

開発援助プロジェクトにおいて、開発の目標が、供与国と受入国との間で、事前の意味で完全に一致していないかぎり、供与国が自らの目標を達成するためには、援助の条件づけを行う仕組みが必要になる⁽⁷⁾。日本政府は、内政不干渉の原則から、伝統的に受入国に対して明示的にコンディショナリティを課すことを避けてきたが、その一方で自助努力の支援を掲げてローンの一形態である円借款を多用してきた。ローンは、贈与のように資金を一方的に供与国から受入国に移転するだけではない。ローンの供与国は、受入国が元本と利息をあらかじめ約定したスケジュールにしたがって供与国に返済するのを義務づけることをはじめとした、贈与にはみられない、受入国を制約するさまざまな条件を、契約として規定している。したがって、日本政府は実際にはローン契約という明示的な契約による受入国の拘束を多用してきたといえる。

ところが、このように多用されてきたローン契約のもつ条件づけの仕組みが、開発において実際にどのような役割を果たしてきたのか、また果たしうるのかは、これまで十分に理論的に検討されてきたとは言いがたい。

そこで、本節では、ローン契約がもつ条件づけの仕組みのインセンティブ機能を理論的に検討し、それを有効に活用する一つの方法を提示する。具体的には、途上国の政府出資企業の投資プロジェクトにおいて、動学的不整合性の問題のために社会的最適が達成されないときに、外国からローンを導入してその契約がもつインセンティブ効果を活用することによって、社会的最適を実現できる場合があることを理論モデルを用いて示す。以下の理論モデルは、Tirole (1994) に基づく。

1. モデル

便益を生むプロジェクト機会をもつが、投資に必要な資金をもたない企業が、政府から出資を受けてプロジェクトに投資する場合を考える。プロジェクトが便益を生むためには、企業はプロジェクトの開始時点と終了時点のそれぞれにコスト（以下では、これらをそれぞれ「初期投資コスト」および「完了コスト」と呼ぶ）を伴う投資を行う必要があるものとする。プロジェクトの完了コスト $J > 0$ は一定だが、初期投資コスト $I \in \{I_0, I_1\}$ （ただし、 $I_0 < I_1$ ）は企業の経営者の努力水準 $e \in \{e^H, e^L\}$ に依存してランダムに決まるとする。ここでは、努力水準が e^H (e^L) のときに $I = I_0$ となる確率が x^H (x^L) であり、 $x^H > x^L$ とする。経営者は、努力水準が e^H (e^L) のときに不効用 $K > 0$ (0) を受ける。

プロジェクトが完了すると、ランダムな便益 $\Delta \in [\Delta^{\min}, \Delta^{\max}]$ が生じる。単純化のため、便益 Δ は金銭的便益と非金銭的便益から構成され、その比率は $\alpha : 1 - \alpha$ （ただし、 $0 < \alpha < 1$ ）であるとする。

プロジェクトの便益 Δ の確率分布 $f(\cdot)$ は経営者の努力水準 e に依存するとする。ここでは、努力水準が e^H (e^L) のときの密度関数を $f^H(\cdot)$ (f^L)

(・)), 累積密度関数を $F^H(\cdot)$ ($F^L(\cdot)$) とし, $f^H(\Delta) / f^L(\Delta)$ は Δ に関して単調増加であると仮定する。

初期投資コスト I は立証可能 (verifiable) で契約に書き込めるが, 政府と経営者の間でプロジェクトを完了するかどうかをあらかじめ契約することはできないと仮定する。また, 便益 Δ は会計データから知ることはできず, 契約不可能と仮定する。

さらに, 経営者は, プロジェクトが完了すれば $B > 0$ の私的な便益を得るが, 完了しなければこの便益を得られないとする。単純化のために, 経営者の賃金は無視する。

タイミングは, 次の順序であるとする:

- ・経営者が努力水準を選択する。
- ・初期投資コスト I と実現可能な便益 Δ に関する不確実性が解消する。
- ・政府がプロジェクトを完了するかどうかを決定する。

ただし, 簡単化のために, 不確実性が解消してから政府がプロジェクトを完了するかどうかを決定するまでの間に, 政府と経営者の間で再交渉は行われないものとする。

2. 経営者に対する最適なインセンティブ・スキーム

経営者が努力水準 e^H を選択するという制約の下で, プロジェクト完了の期待便益を最大化することによって, 最適な経営者のインセンティブ・スキームを導出しよう (ただし, 単純化のために経営者の厚生は無視する)。ここでのインセンティブ・スキームは, 初期投資コスト I と便益 Δ に関してどのような条件の下で, プロジェクトを完了するかを決定することに限定される。そこで, $\Delta_k, k \in \{0, 1\}$ を, $I = I_k$ の下で政府がプロジェクトを完了することを選択する便益の下限とする。このとき, 政府が直面する最大化問題は,

$$\max_{\{\Delta_0, \Delta_1\}} \left\{ x^H \int_{\Delta_0}^{\Delta^{\max}} (\Delta - J) f^H(\Delta) d\Delta + (1 - x^H) \int_{\Delta_1}^{\Delta^{\max}} (\Delta - J) f^H(\Delta) d\Delta \right\}$$

を、経営者の誘因両立制約

$$B [x^H \{1 - F^H(\Delta_0)\} + (1 - x^H) \{1 - F^H(\Delta_1)\}]$$

$$\geq B [x^L \{1 - F^L(\Delta_0)\} + (1 - x^L) \{1 - F^L(\Delta_1)\}] + K$$

の下で解くことになる。

この最大化問題を解くと、最適なインセンティブ・スキームは、 $\Delta_0 < J < \Delta_1$ を満たすことが示される（証明略）。つまり、プロジェクトの初期投資コストが低いときよりも高いときのほうが、政府がプロジェクトの完了コストの提供に際して、経営者に要求するプロジェクトの便益の下限を、より厳しく（高く）設定することが社会的に望ましいのである。

3. 政府が直面する動学的不整合性の問題

ところが、すでに初期投資を行ったプロジェクトに対して、プロジェクトの完了に必要な資金の提供を行うかどうかの決定に直面する政府が、社会厚生の最大化を目的として行動するならば、その政府は初期投資コストにかかわらず、 $\Delta \geq J$ のときにプロジェクトを完了する。このため、 $B(F^L(J) - F^H(J)) < K$ となる場合には、経営者の誘因両立制約が満たされず、経営者が低い努力水準 e^L を選択するという、社会的に最善でない解が均衡解となる。これは、政府の財政的規律づけが十分に厳しくないために、政府の監督を受ける企業の経営効率化への誘因が損なわれて非効率が生じるという点で、コルナイが「ソフトな予算制約」と呼んだのと同様の問題である。

ここでこのような問題が生じる理由は次のとおりである。完了投資の決定の時点では、初期投資コストはサングクしてしまっていてもはや変更できない。このとき、初期投資コストがたとえ高くても、プロジェクトの完了による便益 Δ が完了コスト J を下回らないかぎり、プロジェクトを完了させるほうが社会厚生を高めることができる。このような政府の方針を知っている合理的な経営者は、努力水準 e^H を選択して初期投資コストを低くする可能性を高める誘因が阻害されてしまうのである。すなわち、ここでソフトな予算制

約の問題を生じさせる原因是、「事前に最適である政策が、実際に政策を行う段階ではもはや最適ではなくなる」という、動学的不整合性 (time inconsistency) の問題に政府が直面することであるといえる。

4. 複数の政府部门による完了ルール

それでは、 $\Delta_0 < J < \Delta_1$ を満たす最適なプロジェクトの完了ルールは、どのような機構によって実現できるのだろうか。Tirole (1994) は、社会厚生の最大化という目的をもつ単一の政府のコントロールの下では社会的最善が達成できない場合でも、相異なる目的をもつ二つの政府部门がプロジェクトを完了するかどうかを決定すれば、社会的最善が達成できる場合があることを示している。

単純化のために、 $\Delta_0 = \Delta^{\min}$ かつ $\alpha\Delta_1 = J$ であると仮定する⁽⁸⁾。また、政府には、産出の最大化を目的とする部門（産業省と呼ぶ）と、財政黒字の最大化を目的とする部門（大蔵省と呼ぶ）の2部門が存在すると仮定する。ここでは、産業省が関心をもつのはプロジェクトが産み出す便益 Δ であり、大蔵省が関心をもつのはプロジェクト終了後に企業の手元に残る残余資金（残余資金は出資者である政府に配当されて財政収入になると考える）であるとする。

このとき、「プロジェクトを完了するかどうかの決定権を、プロジェクトの初期投資コストが低いときには産業省に与え、初期投資コストが高いときには大蔵省に与える」という完了決定権の配分ルールは、最適な完了ルールとなるのである。

5. 外部からのローンの導入による最適ルールの実現

上述の複数政府部门への決定権の配分による最適完了ルールの達成は、産業省と大蔵省の決定に一定の独立性が確保されているという仮定に依存している。ところが、現実の途上国では、政府の最高権力者からの各政府部门の

独立性が強くなく、通常国民に不人気である厳しい財政規律を保つ役割に大蔵省がコミットすることが、政治的に困難であることも少なくない。そのような場合でも、その国の政府のコントロール下にない外部の経済主体からのローンを導入することによって、最適な完了ルールを実現できる場合がある。

企業は、プロジェクト開始時点に、海外の貸し手から資金をローン $L \geq J$ で調達すると同時に、政府から出資 $I_1 + J - L$ を受けるとする⁽⁹⁾。ローンの元本の返済は、プロジェクト終了後に、企業の手元に残る残余資金から、(政府の出資に対する配当に優先して) 行われ、政府による返済保証は行わないものとする。単純化のためにローンの利子率はゼロとする。

このとき、「プロジェクトを完了するかどうかの決定は、基本的には産業省が行うが、初期投資コストが高いときには、完了を選択するためには海外の貸し手の同意を得なければならない⁽¹⁰⁾」という完了ルールは、最適な完了ルールとなる。

ここでは、海外の貸し手は、完了に同意するかどうかの決定に際して、自らの債権の回収額の最大化を目的として行動するために、財政収支の最大化を目的とする大蔵省と同様に、プロジェクト終了後に企業の手元に残る残余資金を最大化するような決定を選択する役割を果たすのである。

ただし、上述の（財務制限条項つき）ローン契約に、政府による返済保証を付与すると、海外の借り手の最終的な信用リスクがプロジェクトの資金収支から切り離されてソブリン・リスクとなるため、もはや最適な完了ルールを実現する契約ではなくなってしまうことに注意する必要がある。すなわち、TSL を含む日本の円借款は、たとえ途上国の民間企業に供与されても、現行のような政府保証つきのままでは、上述の最適ルールを実現できない⁽¹¹⁾。最適ルールを実現する海外の貸し手の役割を、途上国の援助において日本政府が果たすためには、途上国政府の保証がつかないローンを途上国企業に対して供与する仕組みを含む援助形態を考える必要がある。

第3節 TSLの課題と可能性

本節では、TSLの課題と可能性を考察する。具体的には、まずTSLの実施が妥当となる三つの条件と、その条件の下でどのようなTSLスキームが望ましいかを考察する。次に、低金利貸出スキームのインセンティブ効果がもつ問題点を示し、それを回避することを可能にする貸出スキームを考察する。その後に、外生的ショックが従来のTSLのパフォーマンスにネガティブな効果を与えるという問題を示し、それを解決するには相対的パフォーマンス評価という視点が重要であることを説明する。その次には、貧困層への無担保小口貸付プログラムの最近の展開と今後の方向性を展望する。そして最後に、TSLにおいて途上国実施担当機関が介在することのメリット、デメリット、およびデメリットへの対応策について論じる。

1. TSLが妥当となる前提条件

TSLの対象となる援助プロジェクトが、たとえ受入国に利益をもたらすプロジェクトだとしても、それがTSLによって実施されるべきだとは限らない。TSLのような金融市場への政府介入が妥当となるのは、援助プロジェクトが金融市場から必要となる資金を調達できない場合に限られる。

援助プロジェクトが金融市場から必要となる資金を調達できない主な原因としては、(1)金融市場における情報の非対称性の存在、(2)外部性の存在、(3)長期資金の不足、などが考えられる。

以下では、それらの問題に直面するプロジェクトにおいて、どのようなTSLスキームが望ましいかを検討する。

(1) 金融市場における情報の非対称性

途上国では一般に金融市場が未発達であり、十分な担保をもたない中小企

業や農民は、たとえ潜在的に収益率が高い投資プロジェクトをもっていたとしても、情報の非対称性の存在のためにフォーマルな民間信用へのアクセスが困難であることが多い。このため彼らは高利のインフォーマル信用に依存せざるを得ず、それが発展への大きな制約となっていることがある。この場合、中小企業や農民に貸付を行い資金アクセスを与えて投資を実現することによって、経済厚生の改善が可能になる。

情報の非対称性の存在のためにフォーマルな民間信用へのアクセスが困難な分野のエンド・ユーザに貸付を行う必要がある場合には、情報の非対称性を克服するために、実施担当機関が追加的な努力を行う必要が生じることがある¹²⁾。例えば、バングラデシュのグラミン銀行の場合には、グループ貸付、移動業務、週賦返済、職員の研修などが、貧困層向け小規模貸付プログラムの成功理由としてしばしば指摘されるが、これらのほとんどは、銀行とエンド・ユーザの間の情報の非対称性を小さくするために役立つ工夫である。供与国政府は、実施担当機関がそれらの工夫を行うことを条件に、そのセットアップや実施にかかるコストを譲許的な条件のローンを実施担当機関に供与して補填することによって、社会的な厚生を改善できることがある。

(2) 外部性の存在

社会的な利益が大きいがエンド・ユーザの私的な利益が機会費用に見合わないために市場に任せていたのでは投資が行われない分野がある。例えば、中小企業の環境対策設備の設置は、発展途上国では一般に非常に遅れており、環境汚染の原因となっているが、厳しい環境基準を設定して法規制を行っても、モニタリングが困難であることから中小企業が所得に直接結びつかない環境対策設備設置の負担を回避するのを効果的に防ぐことができないケースがある。このような場合には、中小企業の環境対策設備に対して譲許的な条件のサブ・ローンを供与することによって、環境対策設備を設置するインセンティブを与え、環境基準の達成を促進することが社会的に望ましいことがある。

(3) 長期資金の不足

途上国では、長期金融市场が未発達で、エンド・ユーザが投資に必要な長期資金を金融市场で調達できないことが少なくない。たとえ短期資金の調達は可能でも、短期資金のロール・オーバーは、市場が不完全であるほど大きなリスクを伴うため、通常長期資金の完全な代替物とはならない。この場合、エンド・ユーザに長期資金を供与することによって、社会的厚生を改善できことがある。

2. 低金利貸出のインセンティブ効果の問題点とその解決方法

Cotler (1995) は、供与国政府が、TSLプロジェクトで途上国の実施担当機関（以下では単に銀行と呼ぶ）を通じて民間の特定分野に優遇的に貸出を行うときに、どのような貸出スキームを用いれば効果的に目標分野に資金を供給できるかという問題に示唆を与える興味深い理論的考察を行っている¹³⁾。

Cotler モデルでは、情報の非対称性が、(1)供与国政府・銀行間と、(2)銀行・エンド・ユーザ間に同時に存在する。これら二つの情報の非対称性によって生じる非効率の可能性は、(1)銀行にモラル・ハザードが生じて、資金が優先分野以外に転貸される可能性と、(2)サブ・ローンを供与された優先分野のエンド・ユーザにモラル・ハザードが生じて、資金が収益を生まない使途に流用される可能性、である。

このような状況の下で、供与国政府が銀行に低金利貸出という形で無条件に補助金を供与するタイプの貸出契約（低金利貸出スキームと呼ぶ）を実行すると、二つの問題が生じる。それは、(1)銀行が預金を集めるインセンティブが低下すること、および、(2)銀行が供与国政府から供与された資金を優先分野以外に転貸するインセンティブが生じること、である。

これらの低金利貸出のネガティブなインセンティブ効果を避けるためにには、供与国政府は銀行に市場条件よりも高金利で貸出を行うのが望ましい。

ところが、単純な高金利貸出スキームでは、銀行が転貸によって利鞘を稼げないため、スキームへの銀行の参加が期待できず、優先分野に資金が供給されない。スキームが機能するためには、銀行が収益を上げられる必要があるのである。

それでは、低金利貸出スキームで生じる問題を回避するには、供与国政府はどのような貸出スキームを用いればよいのだろうか。Cotler (1995) が提示したインセンティブ・スキームは、「供与国政府は銀行に高金利で貸出を行うが、銀行が優先分野のエンド・ユーザに転貸し、かつサブ・ローンを受け取ったエンド・ユーザが債務を約定どおりに返済するという条件つきで、事後的に銀行に補助金を供与する」(条件つき貸出補助金スキームと呼ぶ) というものである。

条件つき貸出補助金スキームは、銀行が預金を集めるインセンティブが低下しないし、銀行が資金を優先分野以外に転貸するインセンティブも生じない。すなわち、条件つき貸出補助金スキームは、低金利貸出スキームがかかる二つの問題を解決しながら、優先分野に資金を供与することを可能にするスキームとなっているのである。

さらに、条件つき貸出補助金スキームは、銀行と優先分野のエンド・ユーザが繰り返し取引を行うことによって、供与国政府が銀行に供与する補助金をしだいに減らすことができるようになるという意味で、「譲許性のフェード・アウト」が内生的に起きるという望ましい性質をもつしくみである。その理由は次のとおりである。もし繰り返し取引を行うことによって、銀行が優先分野のエンド・ユーザの情報を蓄積すれば、銀行はサブ・ローンを流用しない優良なエンド・ユーザに選択的に転貸できるようになり、サブ・ローンの焦げつきを減らすことができる。すると、たとえ銀行が転貸利子率を引き上げるとエンド・ユーザがサブ・ローンを流用するインセンティブが高まってサブ・ローンの焦げつきが増えるとしても、銀行は焦げつきを増やすことなく転貸利子率をしだいに引き上げていくことが可能になる¹⁴。転貸利子率を高めることができれば、供与国政府は、銀行の利鞘を減らすことなく銀

行に供与する条件つき補助金を減らすことができる所以である。

本来特定分野への優遇貸出は、その分野への貸出市場で市場メカニズムが最適な資源配分を達成するようになるまでの一時的な市場への介入であり、必要がなくなった後も既得権益化して残り市場を歪めるような問題を生じさせないためには、制度に寿命を与える仕組みを備えていることが望ましい。このような観点からは、条件つき貸出補助金スキームがもつ「譲許性のフェード・アウト」の特徴は注目に値するといえる。

Cotler (1995) が提示した条件つき貸出補助金スキームは、従来の TSL ではみられないスキームである。

3. 外生的ショックに対する保険としての相対的パフォーマンス評価

バングラデシュ最大の NGO で農村貧困層を対象に開発・信用プログラムを提供している Bangladesh Rural Advancement Committee (BRAC) は、農村小規模貸付において90%を超える高い返済率を維持しているケースの一つであるが、Khandker and Khalily (1996) は、BRACの信用プログラムにおける支店レベルの返済率が、スタッフの教育などのプログラムのデザインに依存すると同時に、降雨量の変動性などの外生的ショックにも左右されることを示す回帰分析の結果を得ている。

エンド・ユーザがコントロールできないマクロ的ショックによるプロジェクト収入の減少を原因とするエンド・ユーザの債務不履行を減少させるには、返済繰延べや金利減免などの方法で、プロジェクト収入の減少に対する保険を提供することが望ましい。しかし、プロジェクト収入の減少に対して無条件に負担の軽減を認めれば、エンド・ユーザの意図的な債務不履行を促すことになるため、そのような保険はエンド・ユーザの経営努力でコントロール可能なプロジェクト収入の変動に対して提供されるべきではない。

このような条件を満たす保険を提供するためには、同一のマクロ的ショックに直面するエンド・ユーザ間の相対的パフォーマンス評価の視点が必要で

ある。すなわち、自然災害や為替レートの急激な変動のようなネガティブなマクロ的ショックでプロジェクトのパフォーマンスが悪化するときには、平均的なパフォーマンスの悪化がみられるはずであり、その場合には外生的ショックの影響を考慮して保険の基準を緩和してエンド・ユーザを救済すべきである。一方、ネガティブなマクロ的ショックがないときには、保険の基準を緩和しないことによって、エンド・ユーザの経営努力のインセンティブを低下させないようにするべきである。

これまでのTSLプロジェクトでは、サブ・ローンの返済条件は絶対水準としてあらかじめ設定されており、マクロ的ショックを吸収するためにエンド・ユーザのパフォーマンスの相対的評価に基づいて返済条件の調整を行うことを定めた例はなかった。このため、借り手の延滞に対する罰則金利の適用や担保の差し押さえなどのペナルティが厳しく適用されなかつた場合には、返済能力のある借り手の意図的な延滞を助長する一方で、さりとて逆に絶対基準に基づくペナルティを機械的に適用すれば、ネガティブなマクロショックの下ではモティベーションの高い優良なエンド・ユーザまでも事業の中断に追い込まれるを得ないというジレンマに陥ったと判断される事例もみられる。相対的パフォーマンス評価という視点は、個々のエンド・ユーザの意図的な債務不履行を助長することなく、エンド・ユーザがコントロールできない外生的ショックによるプロジェクトの望ましくない中断を回避することを可能にするTSLスキームを設計するための一つの手がかりであるといえよう。

4. 貧困層への無担保小口貸付プログラム

貧困層への無担保小口貸付プログラムは、元来取引費用が割高で採算が合わないためにフォーマルな民間金融機関が消極的であった上に、たとえ政府が政策的に貸付を行っても、資金の流用や意図的な債務不履行を防ぐことができず、返済率が非常に悪いケースが多いという問題をかかえていた。しか

し、グラミン銀行をはじめとした最近の事例は、グループ貸付などさまざまな仕組みを導入して取引費用の高さや情報の非対称性の問題を克服し、高い返済率を達成し、無担保貸付プログラムが貧困層へも適用可能であることを示す経験が蓄積されつつある。

銀行が借り手のスクリーニングやモニタリングを行う力や、負債を返済しない借り手に制裁を科す力が限られている状況下では、グループ貸付による連帯責任の活用がTSLスキームを成立させる重要な要件となることは、すでに多くの研究によって明らかになっている。

一般的な連帯責任には、返済余力がある借り手が返済できない借り手の分を肩代わりして返済するというポジティブな効果がある一方で、たとえ一部の借り手が自分の負債については返済する余力があっても、彼らが返済できない借り手の分までは負担する余力がないときには、全員が債務不履行に陥るというネガティブな効果もある。

連帯責任のポジティブな効果を強める要因としては、相互監視、社会的制裁などが考えられる。

(1)相互監視：共同体のメンバーはお互いの信用情報に関して銀行に対して情報優位にあることに着目したStiglitz(1990)やVarian(1990)は、グループ貸付による連帯責任を導入してグループの自己組織時の相互スクリーニング(peer screening)やプロジェクト実行中の相互監視(peer monitoring)を促すことによって、グループのメンバーの情報を活用して銀行の情報劣位による逆選択やモラル・ハザードの問題を克服する可能性を示した。ただし、グループのメンバーが結託して意図的な債務不履行(willful default)を行うことが可能な場合には、連帯責任のメカニズムはかえって債務不履行を促進してしまう可能性があることも明らかになっており、グループ貸付のスキームの設計に際して、結託に対して頑健なメカニズムを確保することが必要である⁴⁹。

(2)社会的制裁(Besley and Coate, 1995およびFuentes, 1996)：社会的制裁は、執行(enforcement)に関する問題を克服する。ほとんどの社会は、反

社会的な行動を制限するための社会的コントロールのメカニズムをもつている。社会的義務を果たさないメンバーは、明文化された義務違反でなくても社会的制裁を受ける (Wade, 1988)。また、途上国では、銀行や保険会社は歴史や認知度は先進国より浅いが、地縁や血縁で結ばれた共同体の人間関係は先進国よりも密接であることが多い。したがって、社会的制裁は、先進国よりもむしろ途上国でのほうが、強い力をもつことが多いと考えられる。

今後、貧困層の無担保貸付プロジェクトは、グループ貸付の仕組みを活用し、連帯責任のポジティブな効果を強める役割を果たす相互監視や社会的制裁のメカニズムを、それぞれのプロジェクトが直面する固有の状況を勘案して適切に組み合わせたスキームを設計することによって、高い返済率を達成しつつ、その適用領域を拡大していくことが期待される。

5. 途上国の民間金融機関の介在のメリット、デメリットとその対応策

TSLプロジェクトでは、途上国の実施担当機関が多数のエンド・ユーザに対する与信管理を行う。このことは、次のような利点をもつと考えられる：

(1)供与国政府の直接融資では採算に乗らなかったり、スタッフの不足で対応できない小規模の案件をカバーできる。

(2)現地の実施担当機関は、一般に供与国政府に比べてエンド・ユーザの情報に関して情報優位にあるため、スクリーニング、モニタリング、および執行の問題などの解決に役立つ。このメリットを最大限に生かすには、適切な実施担当機関を選定することが非常に重要である。場合によっては、移動出張所、エンド・ユーザの共同体出身のスタッフ、NGO、あるいはエンド・ユーザの自助組織などを活用することによって、モラル・ハザードの発生を防いでモニタリング費用を削減できる可能性もあることが最近の研究では明らかになってきている¹⁰。

過去に援助を受けた経験がある地域では、権力者が政治的目的でエンド・ユーザの負債の返済を免除したり、目的外の用途に資金を流用しても何

のペナルティも受けなかった経験があるために、制度金融機関にきちんと返済しなければならないという道徳観念が援助によって損なわれてしまっていることがあるが、そのような環境の下では、借り手と頻繁にコンタクトをとることができるのがスタッフの存在が、返済に大きなプラスの影響を与える可能性がある。

しかし、実施担当機関の介在がもたらすのは、メリットだけとは限らない。実施担当機関で資金の流用や不適切な与信管理によるプロジェクトの失敗などのリスクが生じるというデメリットもある。実施担当機関が返済の見込みがない政治的貸付を行わないことや適切な与信管理能力を備えていることは、TSLの成功のための不可欠の要件であるが、途上国では十分な体制や人材を備えた実施担当機関を選定することが困難であることが多い。

これらの問題を克服するためには、実施担当機関の体制の整備を供与国が積極的に支援することが望ましい。実施担当機関の体制の整備を資金供与の条件とし、供与後は条件が遵守されていることを定期的にモニターするのみならず、場合によっては、コンサルタントやアドバイザーを実施担当機関に派遣するなどの方法によって会計システムや内部監査体制・審査体制の整備をTSLスキームの一環として積極的に行なうことが望ましいだろう。また、プロジェクトの継続性を維持するためには、スタッフの資質を維持・向上させるために、採用・研修・昇進システムの整備を進めることも重要になるであろう。

むすび

以上、本章はまだ試論の段階であり将来取り組むべき多くの課題を残しているとはいえ、TSLがかかえる問題点や今後の可能性についてミクロ経済的な視点から考察することによって、今後のTSLの進むべき方向について示唆を与えることを試みてきた。

これまでの議論を要約しよう。

第1節では、TSLの概要を説明した。TSLとは、開発援助借款の一形態で、途上国の特定民間部門の振興のための資金供与の方法であり、一般に供与国政府が途上国の金融機関に貸出枠を与え、その資金を使って当該金融機関が民間事業を対象に転貸を行う。TSLの主な対象分野は、中小企業育成のための設備投資や農業振興などになっているが、近年は環境保全・貧困対策・人材育成などを目的としたTSL案件が新たに登場し、TSLの対象分野は拡大してきている。OECFのTSLは、世銀のTSLと比較した場合に、長期・低利で、融資対象が特定化されるという特徴をもつ。

第2節では、途上国の政府出資企業の投資プロジェクトにおいて、事前に最適である政策が、実際に政策を行う段階ではもはや最適ではなくなるという動学的不整合性の問題のために、社会的最適が達成されないときに、外国からローンを導入してその契約がもつインセンティブ効果を活用することによって、社会的最適を実現できる場合があることを示した。

第3節では、TSLの課題と可能性を考察した。具体的には、まずTSLの実施が妥当となる三つの条件と、その条件の下でどのようなTSLスキームが望ましいかを考察した。次に、低金利貸出スキームのインセンティブ効果がもつ問題点を示し、それを回避することを可能にする貸出スキームとして、供与国政府が銀行に高金利で貸出を行うが、条件つきで事後的に銀行に補助金を供与する、というスキームを提示した。その後に、外生的ショックが従来のTSLのパフォーマンスにネガティブな効果を与えるという問題を示し、それを解決するには相対的パフォーマンス評価という視点が重要であることを説明した。その次には、貧困層への無担保小口貸付プログラムにおける最近の展開と今後の方向性を、連帯責任制とそのポジティブな効果を強める相互監視や社会的制裁などの仕組みを中心に展望した。そして最後に、TSLにおいて途上国の実施担当機関が介在することのメリット、デメリットを検討し、実施担当機関で資金の流用や不適切な与信管理によるプロジェクトの失敗などのリスクが生じるというデメリットへの対応策として、実施

担当機関の体制の整備を供与国が積極的に支援することが望ましいことを論じた。

- 注(1) ツーステップ・ローン案件のなかには、受入国政府が保証を行う形ではなく、供与国政府→受入国政府→実施担当機関→エンド・ユーザのスリーステップ・ローンの形をとっている例もある。いずれの場合でも、供与国政府からみれば、信用リスクは受入国政府に対するソブリン・リスクまたはそれに準ずるものになる。エンド・ユーザの信用リスクは、いずれの場合にも実施担当機関の負担となる。
- (2) 輸銀のTSLは1986年以降実施された日本の資金環流計画の一環として開始されたため、最初の案件は1988年のインドネシアの案件であり、1960年代から実施しているOECFに比べると最近である。
- (3) OECF公開資料のTSLに関する記述に基づく。
- (4) OECFにおける筆者の聴取調査および奥田（1992）に基づく。
- (5) なお、OECFから実施担当機関への第1ステップのローンの償還期間も、20～30年と非常に長期である。
- (6) OECFのTSLで特定化される融資対象は、受入国政府の開発政策にそって決められるから、サブ・ローン契約で特定化される融資対象は、受入国政府の政策を反映する。したがって、融資対象の特定化は、OECFのTSLが世銀に比べて受入国にとって自由度が小さく融通が利かないことを必ずしも意味しない。
- (7) 無論、最終的に実行される援助プロジェクトはただ一つだから、計画策定のための交渉過程を経た事後的には、開発目標はただ一つしかないといえるが、事後的な目標が一致することは、事前の目標が一致することを保証しない。簡単な具体例として、電力を供給するために火力発電所を建設する開発援助プロジェクトの例を考える。発電所は稼働時に大気汚染物質を排出し、その排出量の削減には污染防治装置を設置して運転する必要がある。発電所が排出する大気汚染物質の削減量は、援助資金の一部を使って設置する污染防治装置の設置コストに依存する。どの程度の大気汚染を容認すべきかという排出基準に関して、供与国と受入国との間の事前の意見が一致せず、供与国のはうが受入国よりも厳しい基準を望んでいるとする。供与国が自らの目標を達成するための一つの方法は、援助資金から厳しい排出基準をクリアするのに必要となる額を污染防治装置の設置に充当し、発電所を稼働するかぎりはその装置を外したり停止したりしないことを条件に、援助を行うことであ

- る。この条件の下でプロジェクトが実行された場合、当該プロジェクトの排出基準に関する事後的な目標は、供与国による援助の条件づけによって、当初供与国が望んだ厳しい基準に調整されたといえる。
- (8) この仮定は、ここでの議論の本質を最も簡単に示すことを可能にするための仮定である。より一般的な仮定の下では、議論はより複雑になる。詳細は Tirole (1994) を参照されたい。
- (9) この出資額は、完了投資を決定する時点で、初期投資コストの高低にかかわらず、企業の手元にある資金が不足して完了投資が行えないようなことが起きないために必要となる最低限の額である。このとき、初期投資コストが高い ($I = I_1$) という条件の下でプロジェクト終了後に企業の手元に残る残余資金は、完了投資が行われた場合には完了の金銭的便益 $\alpha \Delta_1$ 、完了投資が行われなかった場合には使われずに残る完了投資必要額 J に一致する。
- (10) 実際の企業の債務契約でも、この完了ルールで完了投資の支出の決定に際して貸し手の同意を得ることを経営者が義務づけられているように、債務の返済見通しに重大な影響を及ぼす財務状況の変化をもたらす可能性がある経営活動に対して、貸し手が債権を保全するために一定の制約を課す財務制限条項 (covenants, 約款) を契約の一部として規定することが少なくない。
- (11) 政府保証なしの公的ローンという点では、日本の円借款よりも、世銀グループの国際金融公社 (IFC) が供与している途上国の民間部門向けローンのほうが、本章で最適ルールを実現するローンにより近い仕組みをもっているといえる。
- (12) 取引費用が高かったり情報の非対称性が大きい原因が規制や法制度の不備など政府の政策によって生じている場合には、政策金融を実施する前にまず法制度の整備等によって可能なかぎり信用割当の解消をはかるのが望ましいことはいうまでもない。
- (13) フォーマルな理論モデルの詳細は、Cotler (1995) を参照されたい。なお、Cotler のもともとの問題意識は、途上国の国営開発銀行が民間銀行に貸出を行い、民間銀行がその資金を特定分野に転貸するタイプの政策金融スキームにおいて、国営開発銀行はどのような貸出スキームを用いればよいかを示すことである。しかし、Cotler の理論モデルは、国営開発銀行を資金供与国政府に置き換えて解釈すれば、TSL プロジェクトにおいて供与国政府がどのような貸出スキームを用いるのが効率的であるかを考察するために適用することができる。
- (14) なぜなら、転貸利子率の引上げによる焦げつきの増加は、エンド・ユーザの情報の蓄積による焦げつきの減少で相殺できるからである。
- (15) 結託に対して頑健なメカニズムの詳細については、さしあたり Tirole (1994) のサーベイを参照のこと。

(16) Fuentes (1996) は、単純なプリンシパル＝エージェント・モデルを用いて、農村信用プログラムにおいて、制度金融機関が潜在的な借り手のスクリーニングや元利の回収において農村共同体のメンバーをエージェントとして起用するときに生じるインセンティブ問題を考察している。Fuentes は、(1) 金融機関にとって最適なエージェントの報酬スキームは、回収努力を引き出すために、エンド・ユーザが元利返済を行った場合のほうを高くすべきであること、(2) エージェントとして最適な共同体メンバーは、エンド・ユーザの元利返済に影響力をもつ、例えば村長のような人物であること、を示している。金融機関がコミュニティにおいて権力をもつメンバーをエージェントとして選好するのは、彼らは返済を促すために社会的制裁やその他の村落レベルの強制メカニズムを発動する能力があるからである。村長などをエージェントにするもう一つの利点は、村の共同体の他のメンバーに比べてリスクを負担する能力が高いからである。これによって金融機関はより低いコストで同じ大きさのリスクをエージェントに移転できるようになるため、インセンティブ・スキームのためのコストが削減される。

〈参考文献〉

- (1) 青木昌彦・奥野正寛編著 (1996) 『経済システムの比較制度分析』東京大学出版会。
- (2) アジア経済研究所 (1994) 「政策金融とツー・ステップ・ローン——韓国の経験の検討」(石川滋編著『開発援助政策の理論』アジア経済研究所) 124～152ページ。
- (3) Arnott, R., and Stiglitz, J. E. (1990), "Moral Hazard and Nonmarket Institutions: Dysfunctional Crowding Out or Peer Monitoring," *American Economic Review*, Vol.81, No.1, pp.179-190.
- (4) Besley, T. (1995), "Nonmarket Institutions for Credit and Risk Sharing in Low-Income Countries," *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 9, No.3, pp.115-127.
- (5) Cotler, Pablo (1995), "Rebates as a mechanism to induce the entry of commercial banks into new markets," *Journal of Development Economics*, Vol.48, pp.189-204.
- (6) Eswaran, M., and Kotwal, A. (1989), "Credit as Insurance in Agrarian Economies," *Journal of Development Economics*, Vol.31, No.1, pp.37-53.
- (7) Dewatripont, M. and Tirole, J. (1994), *The Prudential Regulation of Banks*, MIT Press. (北村行伸・渡辺努訳『銀行規制の新潮流』東洋経済新報社, 1996)

- (8) Fuentes, G. (1996), "The Use of Agents in Rural Credit Delivery," *The Journal of Development Studies*, Vol.33, No.2, pp.188-209.
- (9) Hart, O. (1995), *Firms, Contracts, and Financial Structure*, Oxford University Press.
- (10) 林薰 (1996) 「『成長を共有するための基盤』と小規模金融」(『開発援助研究』Vol.2, No.4) 91~99ページ。
- (11) 堀内昭義 (1992) 「経済発展と金融: OECF 論文『世界銀行の構造調整アプローチの問題点について』のコメント」(『基金調査季報』海外経済協力基金, NO. 74) 104~107ページ。
- (12) 伊東和久 (1996) 「経済発展過程における金融改革——韓国の事例研究」(石川滋編『開発協力政策の理論的研究』アジア経済研究所) 159~186ページ。
- (13) Khandker, S. R. and Khalily, B. (1996), "The Bangladesh Rural Advancement Committee's Credit Programs: Performance and Sustainability," *World Bank Discussion Paper*, p.324.
- (14) Kydland, F. E. and Prescott, E. C. (1977), "Rules Rather than Discretion: The Inconsistency of Optimal Plans," *Journal of Political Economy*, 85, pp.473-491.
- (15) 国際金融情報センター (1990) 『 ASEAN諸国における開発金融機関とツーステップローン』。
- (16) Laffont, J. and Matoussi, M. S. (1995), "Moral Hazard, Financial Constraints and Sharecropping in El Oulja," *Review of Economic Studies*, 62, pp.381-399.
- (17) Lee, J. (1996), "Financial Development by Learning," *Journal of Development Economics*, Vol.50, pp.147-164.
- (18) 森晶寿 (1995) 「低金利借款の経済発展効果——世界銀行の構造調整融資と日本の低金利借款の比較を中心に」(『経済論叢』第155巻3号) 52~70ページ。
- (19) 村田佳代・戸倉裕子 (1996) 「パキスタンにおける女性と開発の現状」(『開発援助研究』Vol.3, No.3) 172~195ページ。
- (20) 岡本真理子 (1995) 「農村小規模信用貸付市場におけるセミフォーマル金融機関の意義と可能性」(『開発援助研究』Vol.2, No.4) 100~123ページ。
- (21) 奥田英信 (1992) 「日本のツー・ステップ・ローンの是非をめぐって(上)(下)」(『世界経済評論』Vol.36, No.5) 38~46ページ, および No.6, 41~47ページ。
- (22) Okuda, Hidenobu (1993), "Japanese Two Step Loans: The Japanese Approach To Development Finance," *Hitotsubashi Journal of Economics*, 34, pp.67-85.

- (23) Pietrobelli, Carlo and Scarpa, Carlo (1992), "Inducing Efficiency in the Use of Foreign Aid: The Case for Incentive Mechanisms," *The Journal of Development Studies*, Vol.29, No.1, pp.72-92.
- (24) Platteau, J-P., and Abraham, A. (1987), "An Inquiry into Quasi-Credit Contracts: The Role of Reciprocal Credit and Interlinked Deals in Small-Scale Fishing Communities," *Journal of Development Studies*, 23, pp. 461-490.
- (25) Stiglitz, J. E. (1990), "Peer Monitoring and Credit Markets," *World Bank Economic Review*, Vol.4, No.5, pp.351-366.
- (26) 寺西重郎 (1991)『工業化と金融システム』岩波書店。
- (27) Tirole, J. (1994), "The Internal Organization of Government," *Oxford Economic Papers*, 46, pp.1-29.
- (28) Varian, H. (1990), "Monitoring Agents with Other Agents," *Journal of Institutional and Theoretical Economics*, Vol.146, pp.153-174.
- (29) Wade, R. (1988), *Village Republics: Economic Conditions for Collective Action in South India*, Cambridge University Press.
- (30) The World Bank (1993), *The East Asian Miracle: Economic Growth and Public Policy*, A World Bank Policy Research Report, The World Bank.
(白鳥正喜監訳・海外経済協力基金開発問題研究会訳『東アジアの奇跡——経済成長と政府の役割』東洋経済新報社, 1994)。
- (31) 柳川範之 (1995)『不完全契約理論の基礎』三菱経済研究所。
- (32) 吉田秀美 (1996)「グラミン銀行の経験の移転可能性について」(『開発援助研究』Vol.3, No.1) 47~71ページ。
- (33) 吉沢四郎・高柳先男編著 (1995)『日本ODAの総合的研究——タイにおける事例』中央大学企業研究所研究叢書9, 中央大学出版部。